

広島県告示第七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十五年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）で定めるところによる。

昭和五十六年七月三日農林水産省告示第九百九十一号、昭和四十八年八月二十九日農林省告示第七百四十二号

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法  
変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）